

別添

鳥取情報ハイウェイ天神中継所無停電電源装置更新業務仕様書

- 1 業務の名称 鳥取情報ハイウェイ天神中継所無停電電源装置更新業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務の概要
鳥取県が管理運用する鳥取情報ハイウェイ用設備のうち、天神中継所に設置している無停電電源装置が劣化しているため、当該無停電電源装置を更新する。
- 3 業務の期間
契約日から令和9年3月19日まで
- 4 業務の場所
東伯郡湯梨浜町長瀬 1517 鳥取情報ハイウェイ天神中継所（天神川流域下水道天神浄化センター内）
- 5 業務の内容
 - (1) 受注者は、新規に無停電電源装置（蓄電池、遠隔監視用の LAN カード等を含む）を1台調達し、4の場所に運送、搬入し、据え付けるとともに入出力ケーブルを接続し試験調整を行うこと。また、当該装置の遠隔監視の設定を行い、遠隔監視ができていることを確認すること。
ア 新規に調達する無停電電源装置（以下「新無停電電源装置」という。）の機器仕様は、別紙1のとおり。
イ 据付場所の平面図は、別紙2を参照。
 - (2) 受注者は、代替UPSを仮設して発注者の指定する鳥取情報ハイウェイ用通信機器を停電させないよう、新無停電電源装置と既存の無停電電源装置（蓄電池含む）（以下「既無停電電源装置」という。）の切り替えを実施すること。（別紙3を参照）
 - (3) 受注者は、(1)及び(2)の作業完了後、既無停電電源装置及び代替UPSの撤去を行い、発生材とともに4の場所から搬出すること。搬出した代替UPS、既無停電電源装置や蓄電池を含む発生物等は、原則受注者が関係法令に従い適正に処分すること。ただし、発注者から別途指示のあった撤去品は発注者に引き渡すこと。
- 6 提出書類
業務開始に先立ち発注者と十分協議の上、速やかに全体整備計画書及び整備体制図を作成し提出すること。
整備計画書は、(1)の内容を網羅し各項目の提出期限を遵守すること。また作業完了後は(2)の業務完了報告書を提出し、本業務の全てが完了した際は、(2)の業務完了通知書及び保証書を提出すること。提出部数は、それぞれ2部とする。電子ファイルで提出が可能なものについては電磁的記録媒体（CD-R又はDVD-R）に格納して1部提出すること。
※電子ファイルは、Microsoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれかの形式及びPDF形式（PDFファイル内の文字検索が可能なこと。）の2種類で提出すること。

(1) 整備計画書

内容	提出期限	備考
全体整備計画書	契約締結後速やかに	業務概要、概略工程表等
整備体制図	契約締結後速やかに	
現地作業実施計画書	作業日の30日前まで	
現地作業日程	作業日の30日前まで	現地調査も含む
現地作業者名簿	作業日の10日前まで	現地調査も含む
打合せ記録	打合せの翌々営業日まで	都度提出
その他、発注者の求める提出物	発注者の定める期限	都度提出

(2) 業務完了時の報告書等（現地作業完了後、30日以内）

内容	備考
業務完了通知書	業務完了報告書を発注者が受領したのちに提出すること
業務完了報告書	次の内容を含むこと ①現地試験結果 試験内容は、発注者と打合せた内容とするが、外観検査、充電電圧測定、蓄電池電圧測定、内部抵抗値測定、運転停止試験、ネットワークによる状態監視等を試験及び検査すること。 ②現地写真 ・業務開始前後で対比できる現場写真を添付すること ・作業前、作業中、作業後を撮影していること ③廃棄物に係るマニフェスト等 廃棄物に係るマニフェストの写し。リサイクルを行った場合は、それがわかる書類。 ④新装置の取扱説明書 メーカー添付のもの。 ⑤操作マニュアル 7（4）に係る操作マニュアル ⑥保証期間中の保守体制図 ⑦新品証明書 新品であることがわかる書類
保証書	原本を1部、写しを1部添付すること

7 特記事項

(1) 連絡調整

業務の実施にあたり、受注者は、自ら4の天神川流域下水道天神浄化センターの施設管理者（以下、「天神施設管理者」という。）、発注者が別途委託している鳥取情報ハイウェイの管理運用業者（以下「管理運用業者」という。）及び発注者など関係者と調整を行い、円滑に業務を進めること。調整した内容については、随時発注者に報告すること。

(2) 資料提供

- ア 受注者は、本業務遂行に必要な資料等を発注者から無償で提供を受けることができる。
- イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- エ 発注者及び受注者は、アからウまでにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(3) 新無停電電源装置、材料及びソフトウェアの検査及び試験

- ア 新無停電電源装置、材料及びソフトウェアは、全て新品とする。ただし、受注者は、新無停電電源装置と既設分電盤の接続にあたり、発注者の承認を得て、既設分電盤、ケーブル及び電線を再利用できるものとする。ただし、再利用品が不足する場合は、受注者で不足分等を用意すること。
- イ 発注者は、必要と認めた場合、新無停電電源装置、材料及びソフトウェアについて、納入検査及び性能試験を求めることがある。
 - (ア) 試験に要する費用は、受注者の負担とする。
 - (イ) 試験に必要な測定器は、受注者において用意すること。

(4) 受注者は、新無停電電源装置（関連ソフトウェアを含む）の操作及び取扱いマニュアル（遠隔監視分を含む）を作成し、発注者又は発注者の指定する者に対して操作説明を行うこと。

(5) 作業時間

本業務における作業時間は、県庁閉庁日以外の日における午前8時30分から午後5時15分までを基本とする。ただし、新無停電電源装置と既無停電電源装置の切り替え作業は、鳥取情報ハイウェイ関連機器の停止が想定されるため、別途発注者及び管理運用業者と調整の上で作業日時を定めること。

※ 県庁閉庁日 … 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および1月2日から同月3日および12月29日から同月31日まで。

(6) 作業に伴う損傷補償

本業務の調達範囲における作業は、すべて受注者の責任施工とし損傷補償は次による。

ア 作業にあたり施設の損傷、作業敷地外の土地踏み荒らし、道路の損傷など第三者に与えた損害に対する補償は受注者の負担とする。

イ 材料の運搬、その他の作業にあたり、施設などに損傷を与えた箇所は、発注者に報告するとともに天神施設管理者の指示に従い速やかに原形に修復すること。

ウ 作業において、施設の削り取り、孔あけ等を行う場合は、発注者及び天神施設管理者の指示に従い最小限度に加工し、体裁良く修復すること。

(7) 保証期間内の保守

保証期間内は、受注者の責において下記に定める保守項目を実施すること。なお保守の開始月及び保証期間については、本業務の検査合格後より1年間とする。

ア 保証の範囲は、本業務にて新規に整備した無停電電源装置（蓄電池など関連材料を含む。）（以下「対象物件」という）とし、対象物件の不具合調査、修理に伴う発注者又は発注者の指定する者の立ち合い及びウの経費など、不具合発生から復旧までの全ての経費を対象とする。

イ 受注者の行う故障受付及び故障修理は24時間365日対応するものとする。

ウ 保証期間内に発生した対象物件の故障等不具合は、故障受付より4時間以内に修理に着手することとし、可能な限り速やかに復旧の措置をとること。

エ 対象物件に不具合が発生した場合、受注者は、発注者又は発注者の指定する者からの要請に基づき、技術員を派遣して故障の修理を行うこと。

オ 受注者は、故障した対象物件の故障修理が完了したときは、発注者にその旨を速やかに報告すること。

カ 受注者は、対象物件の故障等不具合が、天災（雷に起因するものを除く）、火災及び故意の破壊行為等不測の事態によるものの場合、イ、ウ及びエの取り扱いを発注者と協議できるものとする。

8 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次の（ア）及び（イ）のいずれかに該当する場合は、アの承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本業務に係る委託料（以下、「委託料」という）の額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(3) 守秘事項等

ア 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに（2）により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイを遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウに違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエは、3の業務期間の満了後又は本業務に係る契約の解除後も同様とする。

(4) 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、本業務に係る契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(6) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち会わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(7) 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が本仕様書又は発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(8) 事故等発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ アの場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(9) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（(10) ア又は (10) イの損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(10) 第三者に及ぼした損害

ア 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

イ アにかかわらず、アの賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア及びイの場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たる。

(11) 責任の制限

発注者と受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者が本業務に係る契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

(12) 完了報告及び検査

ア 受注者は、本業務を完了したときは、業務完了後10日以内に6の業務完了通知書を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの業務完了通知書を受領したときは、その日から10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

ウ 発注者は、イに基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

エ 受注者は、イに基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。

オ イ及びウは、エの再検査の場合において準用する。

(13) 委託料の支払等

ア 受注者は、(12) ウ ((12) オにおいて準用する場合を含む。) の通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。

イ 発注者は、アによる正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイの支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(14) 違約金

発注者は、受注者が業務期間内に本業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

(15) 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

(16) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物がこの契約で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アにより発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイは、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(17) 任意解除

ア 発注者は、(18) 又は (19) によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アにより本業務に係る契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。

なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(18) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が(ア) から(エ) のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本業務に係る契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(16) アの履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア) から(ウ) の場合のほか、本業務に係る契約に違反したとき。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(19) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が(ア) から(キ) のいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) (ア) から(ウ) の場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(18) アの催告をしても本業務に係る契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(オ) 受注者又はその代理人若しくは使用人が本業務に係る契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(20) 解除の制限

(18) ア及び(19) ア(ア)から(エ)までの場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(18) 及び(19) による本業務に係る契約の解除をすることができない。

(21) 賠償の予定

受注者が(19) ア(オ)に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が本業務に係る契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(22) 専属的合意管轄裁判所

本業務の契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(23) その他

ア 契約書の作成に当たり、8の一般事項を契約書に記載した場合は、当該事項を本仕様書から削除する場合がある。

イ 8の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該事項の趣旨を変えない範囲で用語を変更する場合がある。

別紙1

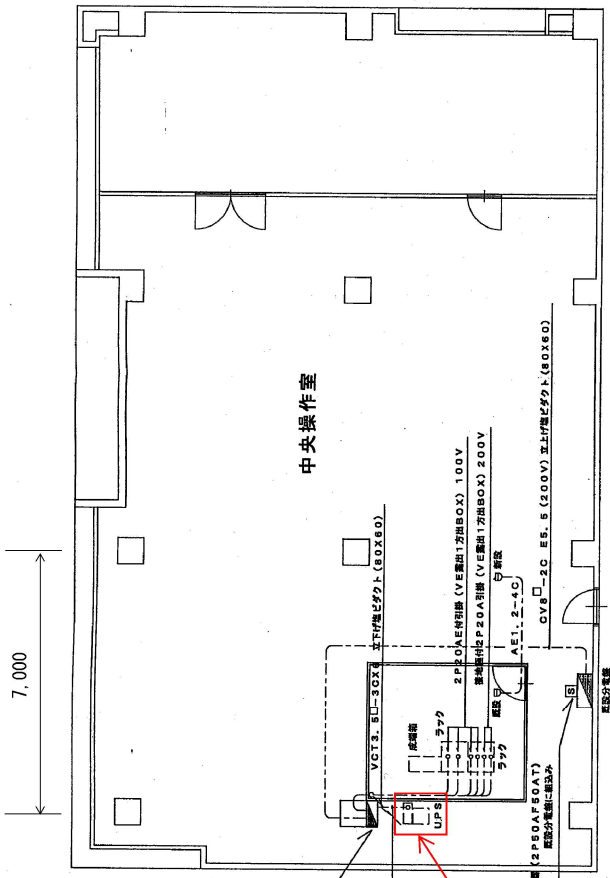
新無停電電源装置は、以下の仕様を満たすこと。

仕様
自立タイプであること。
運転方式は、商用同期形常時インバータ給電方式であること。
定格容量は、5.0kVA/4.5kW(皮相電力/有効電力)以上であること。
入力定格値は、交流単相2線200V 60Hz であること。
出力定格値は、交流単相3線200V/100V 60Hz であること。
電圧波形は、正弦波であること。
過負荷保護動作(バイパス回路への自動切換など)機能を有すること。
過負荷耐量は、インバータ給電時110%以上(瞬時)、バイパス給電時200%以上(30秒)であること。
バッテリーは、5.0kVA/4.5kW(皮相電力/有効電力)の負荷を60分以上保持可能であること。
バッテリーの期待寿命は、10年以上(バッテリー周囲温度20℃)であること。
装置設計寿命は、10年以上(無停電電源装置周囲温度20℃)であること。
自動バッテリーテスト機能を有していること。
保守バイパス回路を有すること。
LAN ネットワーク電源管理(LAN カードを挿入することによるネットワーク経由での状態監視)機能を有すること。

※参考型番：S-A11N502A060W1L (山洋電気製)

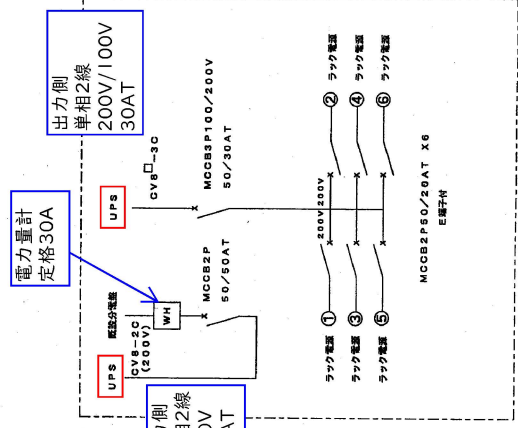
○無停電電源装置の据付・撤去作業及び使用材料等については以下の仕様を満たすこと。

- ・作業に必要な材料は、環境に配慮した製品を使用すること。
- ・新無停電電源装置と既無停電電源装置の切替作業は、代替UPSを仮設して、当該無停電電源装置から電源供給される発注者の指定する鳥取情報ハイウェイ関連機器を停電させることなく切り替えること。
- ・新無停電電源装置の運転開始後、停電時動作試験を行うこと。
- ・新無停電電源装置のスイッチ類は、容易に操作できないよう、カバー等を設置すること。
- ・新無停電電源装置に管理番号、故障連絡受付番号等を明記した保守管理シールを貼り付けること。詳細な記載内容については、発注者に確認すること。
- ・既無停電電源装置は撤去を行い、受注者の負担において処分を行なうこと。
- ・塵埃等を発生させる作業は、周辺機器に十分な養生を行い、機能等に悪影響を及ぼさないように作業するものとする。

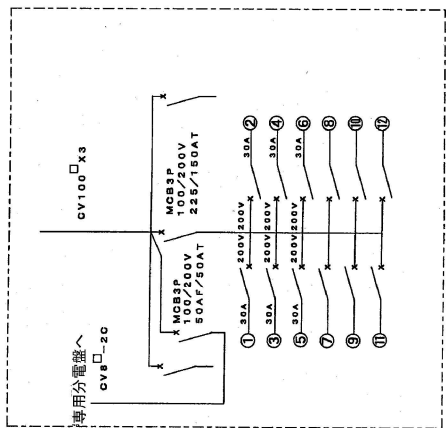


【無停電装置の設置場所】
 既設：NTTファシリティーズ
 FU-M5-LRI-SIW2-060-0-A-SY-UPS

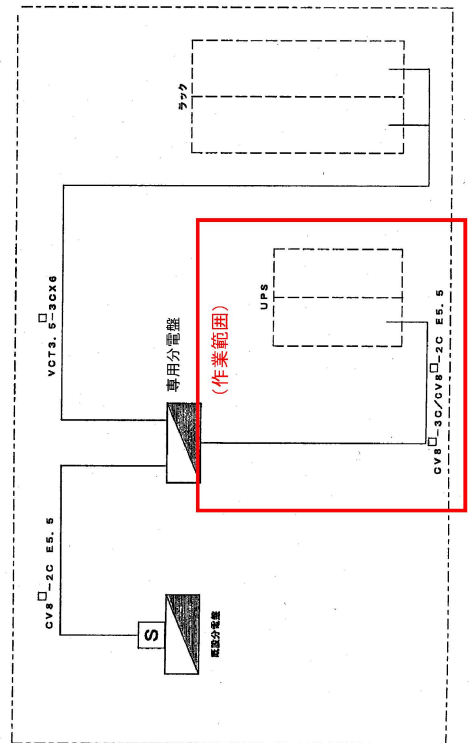
3階平面図



専用分電盤



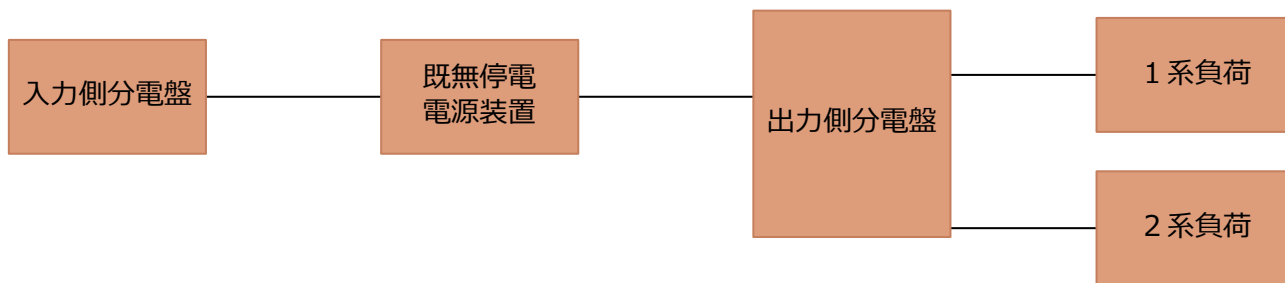
既設分電盤



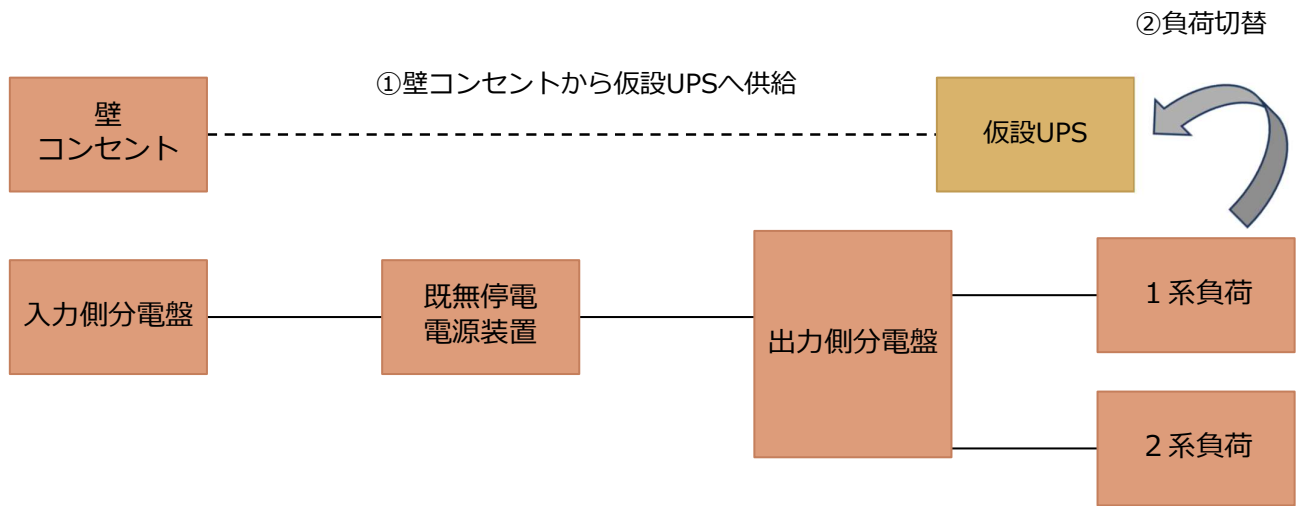
配線系統図

天神中継所 新旧無停電電源装置切替手順書

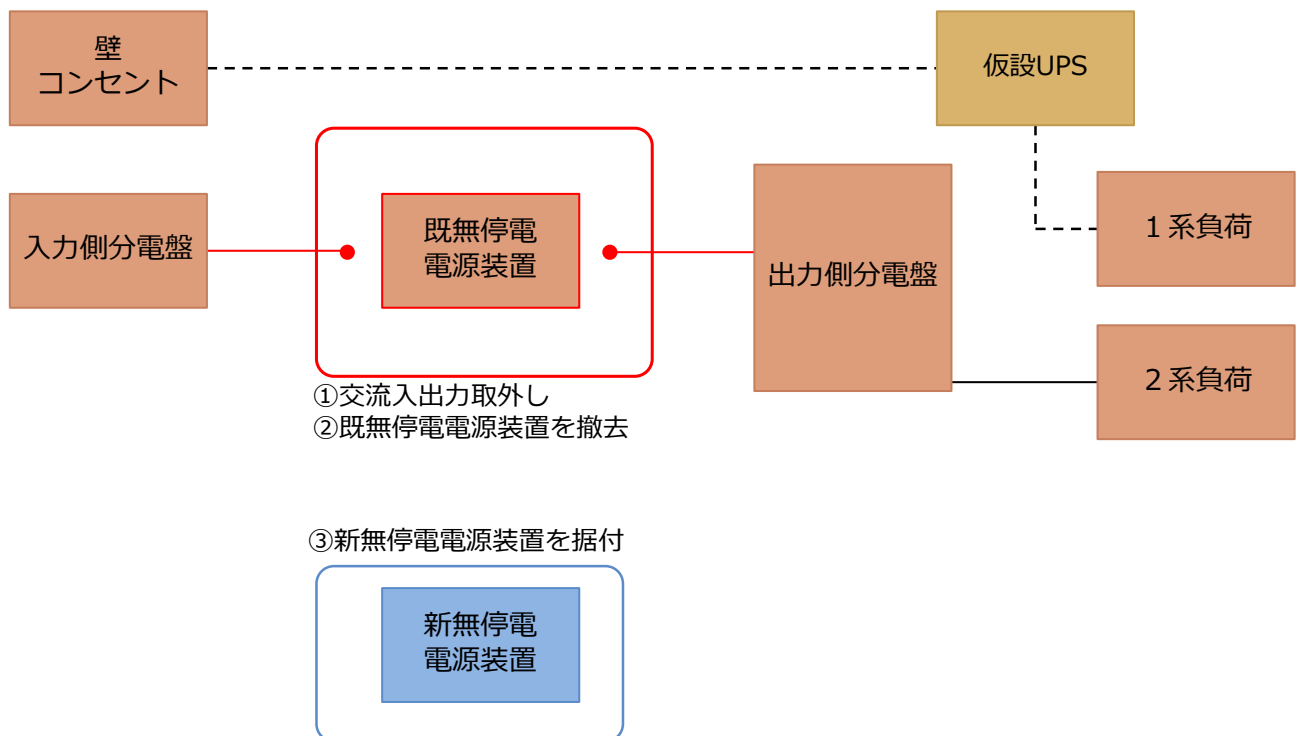
1. 現状



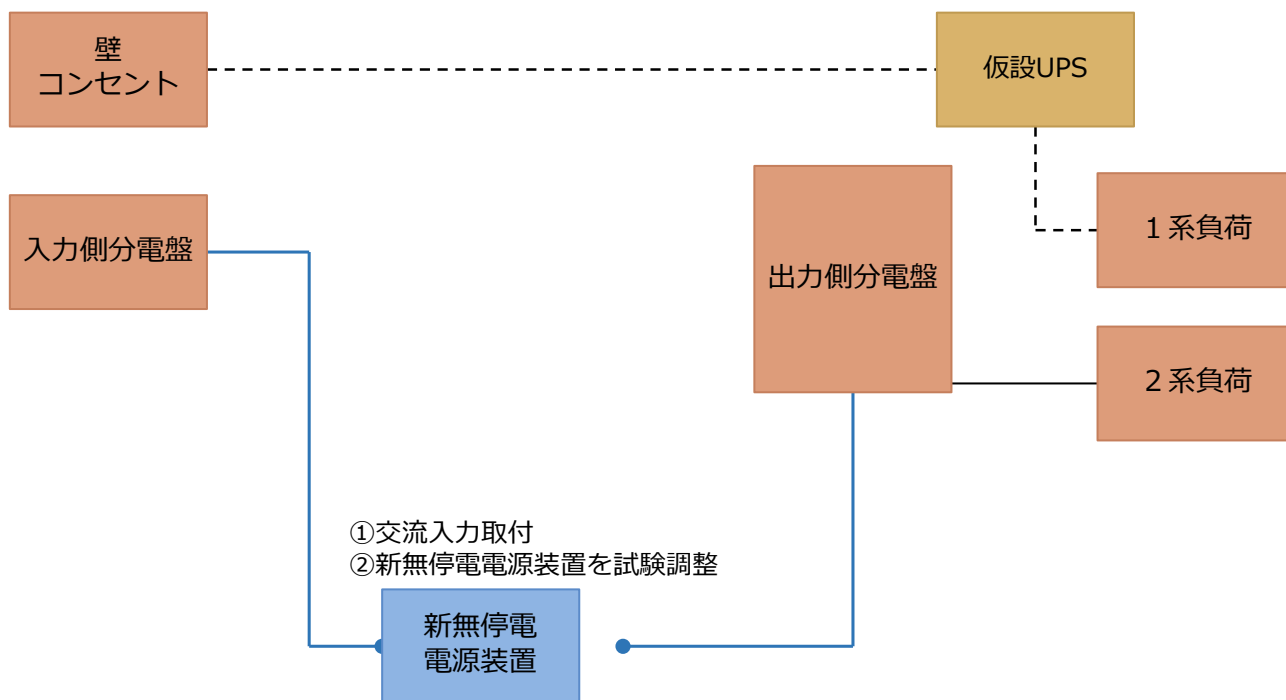
2. 1系負荷を仮設UPSへ切替



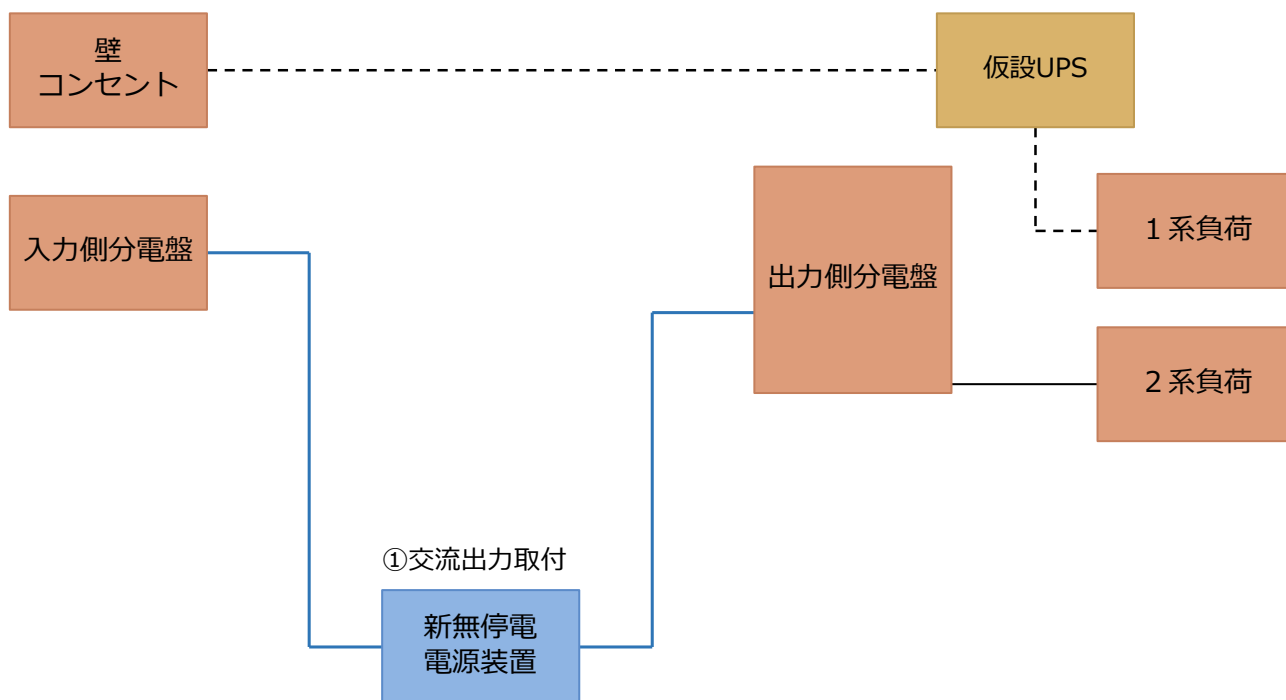
3. 新無停電電源装置設置



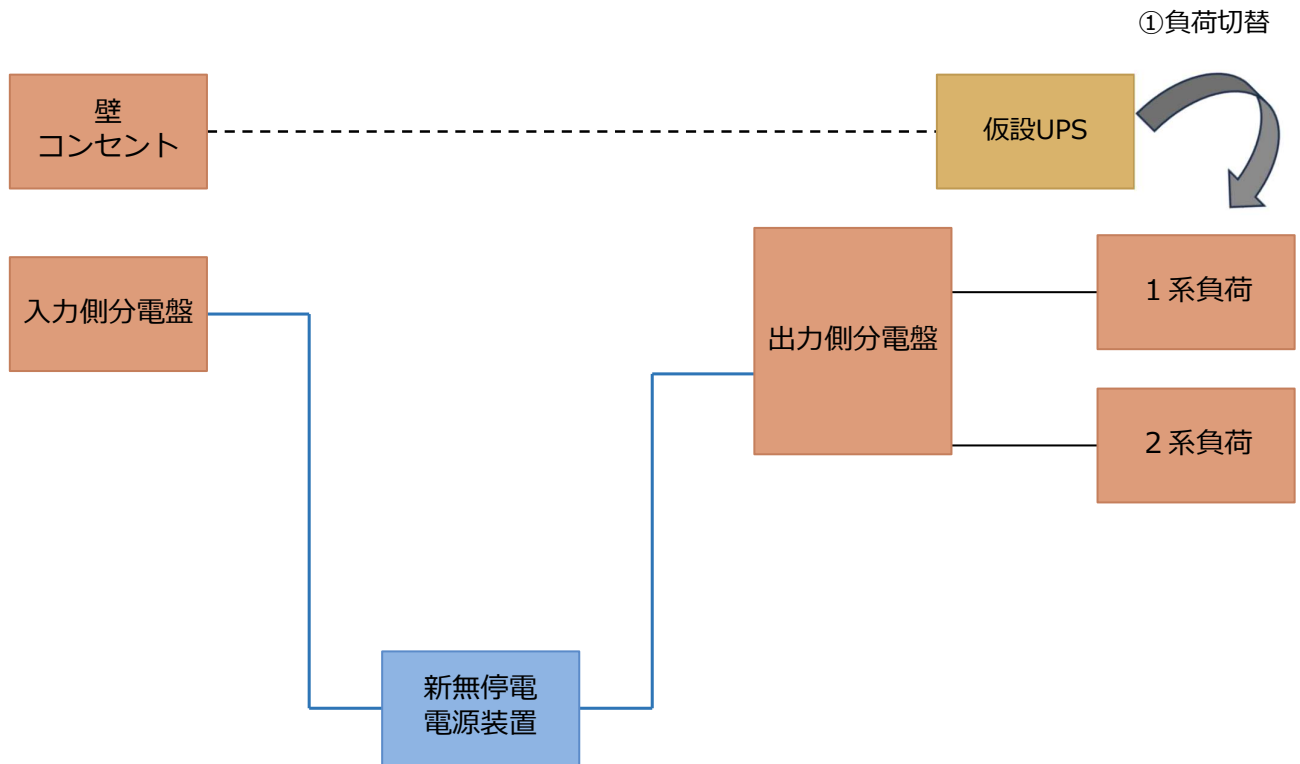
4. 交流入力配線を新設UPSへ取付



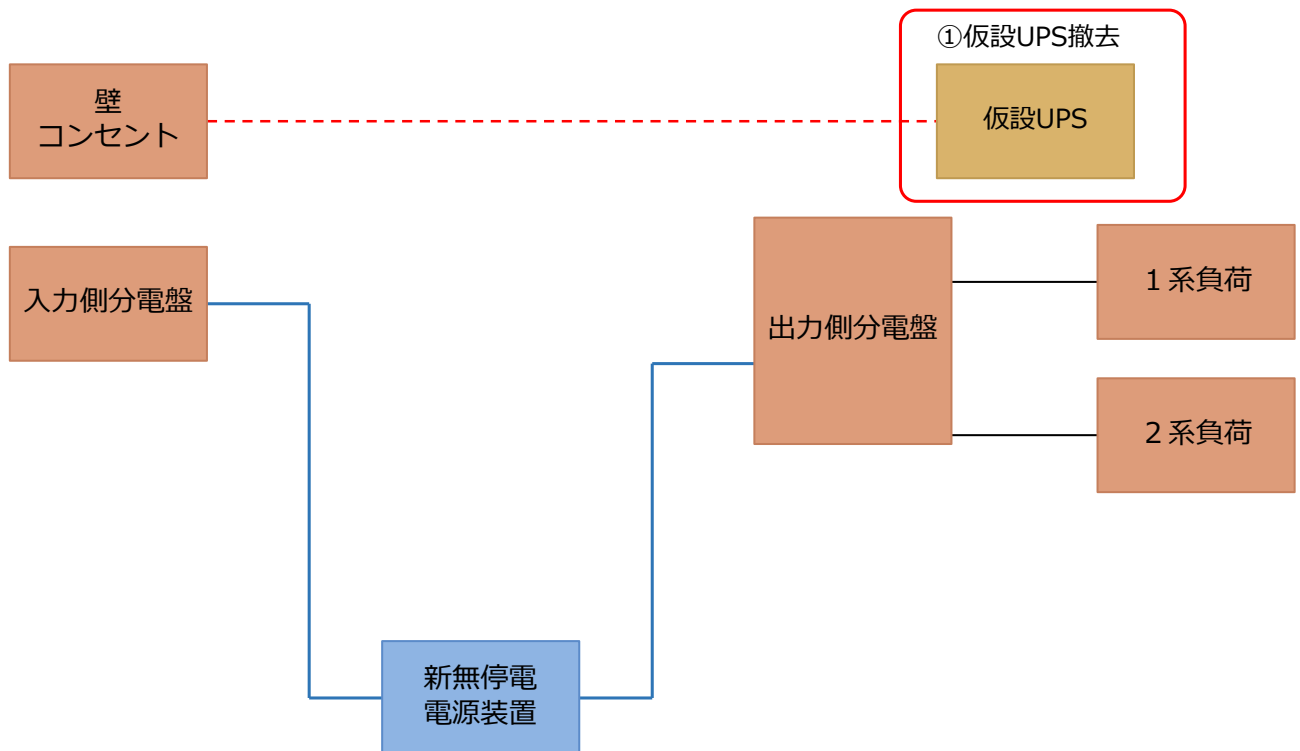
5. 交流出力配線を新設UPSへ取付



6. 1系負荷を新設UPSへ切替



7. 仮設UPSを撤去



8. 切替後

